



自筆証書遺言促進に向けて

MUFG相続研究所 所長 こたに こういち 小谷 亨一

法務局による自筆証書遺言保管制度が今年の7月より開始されました。利用状況は、令和2年7月～10月分として保管件数9,164件となっており、出だしとしては順調なスタートと言えるかもしれません。法務省としては、今後日本の死亡者数が増える中、10年後には年間で30万～40万件程度の利用を見込んでいるようです。



この制度の主な特徴は、自筆証書遺言の従来からの課題とされていた形式要件不備による遺言無効を防ぐために保管時に法務局(遺言保管官)で形式チェックを行うこと、また、法務局で保管することで遺言の存在把握が容易となり、加えて遺言の紛失や偽造、変造リスクの回避が可能となる点です。結果として、通常1～2か月かかる相続発生後の家庭裁判所での検認手続きが不要となります。

この制度の目的としては、昨年1月からスタートしている自筆証書遺言の形式緩和(財産目録の要件緩和)に加え保管機能を強化することで、公証役場での遺言作成のように構えることなく気軽に自筆証書遺言がより多く活用され、相続手続きの円滑化につながることにあります。

ただし、日本における遺言の利用実態は極めて厳しい状況にあります。毎年の死亡数に対しての遺言利用率は、一割に満たないと推察されています。

【自筆証書遺言などの検認手続きと公正証書遺言の利用状況】

遺言書の検認件数推移

H7	H17	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
8,065	12,347	15,113	16,014	16,708	16,843	16,888	17,205	17,394	17,487

(出典:平成30年度司法統計)

公正証書遺言作成推移

H7	H17	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
46,301	69,831	78,754	88,156	96,020	104,490	110,778	105,350	110,191	110,471

(出典:日本公証人連合会統計による)

今後、自筆証書遺言を促進するにあたっては、自筆証書遺言が実現可能な遺言として、「遺言作成時の意思能力の存在をどのように担保するか」、また「遺言内容が適正か」、が大きな課題として残ることになります。

次ページへつづく▶

つまり、遺言は、単なる意思表示ではなく死後に法的効力を発生させるものであることから、本人の意思であることが担保される必要があり、そのことから、厳格な要式が民法で定められています。よって、少しでも間違えると、無効になる恐れがあります。また、遺言による意思表示は、自分の死後、公益に反しない限り、自分の財産をどのように処分するかを定めることや財産以外として親族関係などに法的効果を求めることができます。

遺言を有効とするためには、満15歳以上であって、かつ意思能力を有していなければなりません。そのため、遺言作成時に、意思能力が存在していたことを示すことが重要となります。現在の状況は、成年被後見人の場合を除くと遺言作成時に意思能力があるか十分な確認はできていないといえます。



例えば公証人といえども精神科医ではなく、本人の事理弁識能力があるかを判断することは、難しいといわれています。自筆証書遺言は、公証人や証人もない状態で作成しますので、高齢時に作成したものは、作成時点の意思能力がどうであったかを確認することがさらに難しくなると考えられます。

遺言における意思能力いわゆる遺言能力とは、有効に遺言を作成する精神能力のことですが、裁判例で、どのような判断構造となっているかを見てみましょう。

- ① 遺言時における遺言者の精神上の障害の存否、内容及び程度(基本的に最も重要)
精神医学的観点(種類・特性・具体的症状等、重症度)
行動観察的観点(遺言作成前後の症状、言動等)

- ② 遺言内容それ自体の複雑性

- ③ 遺言の動機・理由、遺言者と相続人または受遺者との人間関係・交際状況、遺言に至る経緯等といった諸事情が総合的に考慮されることになる
遺言内容の合理性・自然性・整合性

以上のようなことを自筆証書遺言作成時に担保することは、公正証書遺言より当然難しく、今後の長寿時代に遺言作成を促進した場合、認知機能の低下期間が長くなる可能性がある中で、大きな課題になると言えます。



現在、三菱UFJ信託銀行では、遺言作成時に作成動機や作成の合理性を確認するとともに、一定の年齢以上の方には、長谷川式簡易知能評価スケールを利用し遺言作成時の客観的な評価を実施しています。客観的事実を残すことを重視してのことです。主観の入らないこのような取り組みは非常に重要と考えています。

ただ、この長谷川式簡易知能評価スケールも、認知症か非認知症かの弁別性は信頼性が高いとされていますが、重症度の判定は難しいとされています。重症度は日常生活も含め観察することが重要なためです。

遺言は、死後に法的効果を持った意思表示であり、認知症などにより単なる希望の記録とされないためにも、元気なうちに作成し、その後必要に応じて見直しを行うことが望ましくその意味でも、今回の制度の利用促進には、遺言活用の正しい理解が鍵となると言えます。

参考文献：判例タイムズ1380「遺言無効確認請求事件を巡る諸問題」

意見にあたる部分は著者の見解であり、MUFG相続研究所の見解を代表するものではありません。なるべくわかりやすくするために、大幅に省略・簡略化した表現としています。個別具体的なことについては、専門家に具体的にご相談ください。本資料の無断複製、複写、転送等のご遠慮ください。

*「MUFG相続研究所」は、三菱UFJ信託銀行が資産管理・資産承継に関する調査・研究・レポート作成等の業務を対外的に行う際の呼称です。